

第 2 2 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成19年11月9日（金）

10：00～11：38

場所：合同庁舎4号館 4階 共用第2特別会議室

山内部会長 ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第 22 回総合部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日の出席状況の御報告ですけれども、今日は 17 名の委員がいらっしゃいますが、10 名の委員に御出席をいただく予定になってございます。過半数が定足数ですので、委員会が適法に成立しておりますということをまずは御報告申し上げます。

それでは、まず、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局 それでは、お手元の資料をごらんください。

上から順に、まず、議事次第。座席表。資料 1 としまして「P F I 推進委員会総合部会報告(案)」。資料 2 といたしまして、「税制・補助金における P F I のイコールフットイングの現況」の 1 枚。資料 3 としまして、「P F I 推進委員会総合部会報告(案)」とタイトルがございますカラーの 3 枚のものがございます。それと、その後に参考資料の 1 としまして名簿、参考資料 2 としまして前回の総合部会の議事録でございます。これは未定稿でございますので、別途事務的に照会をさせていただきます。

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。もしございましたら、事務局の方まで御連絡ください。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第にありますように、今日の議題ですけれども、「P F I 推進委員会総合部会報告(案)」について御審議願うということになっております。

前回の部会で P F I 推進委員会の総合部会報告案、素案という形でお出しして、それについて皆さんから御意見をいただきました。これを踏まえまして事務局に修正していただきまして、私といろいろ協議をしながら、何人かの委員にも照会しながら修正したわけですが、特に、関係各省から事実誤認等の指摘もいただきました。それで、本日は、それらの結果を盛り込んで、案という形で出させていただきます。

まず、事務局からこの内容について説明いただいてから、この内容について議論したいと思っております。その結果を踏まえまして、P F I 推進委員会の総合部会の報告という形を取りまとめたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をいただく前に、私の方から指摘事項がございます。前回の議論で、大きく構成を変えた方がいいのではないかと御指摘もありまして、私もそういうように思っていると申し上げまして、まず「項目の順番について」がございます。

目次で言うと、3 - 2 のところで「個別の課題」という項目の順番がございます。A 委員、I 委員、G 委員から御指摘ございました。私も変えた方がいいと申し上げたところでございまして、目次の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

目次の 2 ページに、まず、「V F M」、「ファイナンス」については、A 委員からの御

意見がありましたので、全体としては前の方に持っていくという形にしてあります。その次に、PFIの事業内容にかかわるものということで「補助金・税制のイコールフットィング」という形で持ってきました。その次が、PFI全般の実施の環境、体制、こういうようなことでありまして、具体的には「他の官民連携手法」とか「コンサルタント」の問題、「ノウハウの共有」、こういうような内容です。それから、さらに「PFIの将来の方向ということで、プレーヤーの拡大」というのを続けまして、さらに「PFIの市場の拡大」という形に持っていつているというのが、前回から大きく項目の順番を変えたところでありまして、それがまず第1点目です。

2つ目は、「委員会及び政府が講じた主要な措置について」ということで、5ページになりますけれども、「2-2 平成17年PFI法改正以降本委員会及び政府が講じた主要な措置」という項目がございまして、前回、B委員から「事実として後で述べればよい」のではないかと御意見をいただいたんですが、私、事務局といろいろ相談させていただいて、こういうのを前提として一応書いていた方がいいということと、何をやってきたかということが十分には浸透していないのではないかとということもあり、手前みそ的なところもあるんですけれども、こういうことをやってきましたということを前に述べさせていただいてという形で、ここに残させていただいたということでありまして、ただ、多少表現の工夫をして、そういったところがぎらぎらしないように、そんなような工夫はしたということをお理解いただきたいと思っております。

それから、3つ目の大きい事項で「予定価格」という問題がございまして、13ページに「予定価格」というのがございます。それで、前回の総合部会で、B委員、J委員、F委員からこの点について御指摘がございました。いろいろ各御立場から御意見をいただいたんですけれども、J委員から「これが上限」という御意見もございましたので、今後どうするかという問題について、現段階で、なかなか法的なものを含めて書けないという判断もございまして、一応本文はそのままといたしまして、F委員から御指摘がありました「想定コスト」については脚注として加えて、こういったことについて注意を払っていただきたいという形にさせていただいております。

ということで、大きなところはそういうところを変更したのと、あとはいろいろな御指摘を踏まえて、内容についてもかなり手を入れてございます。まずは事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、事務局の方から簡潔に御説明いたします。

先ほど部会長からお話ございましたとおり、委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえまして、部会長と御相談し、まず、修正を加えさせていただきました。その後、関係省庁の方に事実誤認の有無等について照会をいたしまして、必要な修正を加えさせていただいたところでございます。

まず、冒頭、順番でございましてけれども、これも先ほど部会長からお話ございましたとおり、2ページ目でございますけれども、A委員の方からお話ございましたとおり、

1番から5番まではこのままといたしまして、その次に「VFM評価についての継続的検討」というのを入れまして、次に「ファイナンスについての検討」というのを入れました。それから「イコールフットイング」、「コンサルタントの役割」、「官民ノウハウ共有化」、「効率的な仕組みの検討」と入れまして、その後、15番の「災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討」まで、12から15は、恐らくこれは内容としては前回の部会でも御議論ができましたとおり、一括りにできるような話ではないかという部会長の御指導に従いまして、まとめて12、13、14、15というように整理をいたしているところでございます。

それでは、内容の方に入らせていただきます。

まず、1番の「はじめに」でございます。上から3つ目のパラグラフでございますけれども、F委員の方から、基本方針にPFIの3つの成果ということが書き込まれており、そういった3つの成果と今回の報告書の関連性その他を明確に整理をしていくべきではないかという御指摘がございました。

そこを踏まえまして、このパラグラフで、PFI法の基本方針においては、PFI事業の着実な実施は、低廉かつ良質な公共サービスの提供、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されるということ、それから、民間の事業機会を創出することを通じた経済の活性化、こういう三つの成果をもたらすものと期待されると記述がされている部分がありますが、ここを書き込みまして、これに続けて「今回、このような観点から、意見聴取等の成果も踏まえ、検討を行い、真の意味の官民のパートナーシップの実現に向けた課題と今後の方向性について、本部会の報告としてとりまとめたものである」と整理をさせていただきます。

それから、5ページでございます。上から2つ目のパラグラフでございますが、こちらについては、「大規模な空港等の独立採算型」という表現が入ってございましたが、こちらにつきましてF委員の方から、独立採算型と呼ばれているものについても隠れた公共からの補助等があるケースがあり、これらも含めて独立採算型と呼ぶのはミスリーディングな表現であるので、この表現については、従来、F委員が言われているような表現に変えていただきたいというお話をいただきました。

こちらにつきましては、VFMのガイドラインの方で、いわゆる独立採算型につきまして、「いわゆる『独立採算型』」という表現を使っており、さらにその定義といたしまして、「PFI事業の事業費を利用者から徴収する資金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業」と規定をしているところでございます。まず、これがいわゆる「独立採算型」の定義であるということで脚注に明確に整理した上で、さらに御懸念の、「独立採算型と呼称されている事業についても、公共の実質的なコスト負担がある場合があり、その意味で独立採算型の定義がはっきりしない形で使われていることに留意する必要がある。」ということで、御趣旨をさらに明確にいたしました。

それから、6ページ目でございます。こちらは、2)入札契約制度の部分でございます

が、そちらの2つ目のパラグラフでございます。こちらにつきましては、関係省庁連絡会議幹事会申合せで整理されたという表現にしておりました。こちらは、F委員の方から、附則の3条を踏まえてこの整理をしたということで、その検討が終わったというわけではない。今後とも不断に検討をしていくべきだといった趣旨が明確にあらわれるように整理をし直すべきではないかという御指摘をいただきました。その御指摘を踏まえまして、以下のとおり変えました。

「また、欧州における競争的対話方式の導入の状況も参考とし、平成17年のPFI改正の附則第3条において規定された特定選定における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方等にかかわる検討の一環として」と、あくまでこれは一環としてやっておるという形で明確に整理をした上で、「管理者等と入札応募した民間事業者との意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等を内容とした関係省庁連絡会議幹事会申合せが平成18年11月にとりまとめられた。」というように整理をいたしました。

それから、8ページの「現下の政策課題への対応」の国有財産についてのところでございます。上から3つ目のパラグラフでございますが、こちらにつきましてもF委員の方から、「庁舎の新規整備等」という記載がございましたけれども、当然これは新規整備以外の有効活用ということも含まれる。したがって、この表現も変えるべきだというお話がございましたので、こちらにつきましては、もともと「国有財産の有効活用」というのが大きなテーマでございますので、「国有財産の有効活用にPFI手法の活用が見込まれる」というような表現に変えさせていただきました。

最初の部分は以上でございます。

次に、10ページ以降、「3. 現下のPFIの課題と今後の対応の方向性」についてでございます。

まず、10ページ目、「3-1 現状についての認識」でございます。上から4つ目のパラグラフでございますけれども、ここのところで「また、合理的なリスク分担になっているかについて」という表現がございました。E委員の方から、「合理的な」というのは非常に不明瞭な表現である。明瞭な、例えば「官民のリスク管理能力に応じた適切な」といった表現に変えた方がいいのではないかという御意見いただきました。そのとおりに修正をさせていただきました。

それから、13ページでございます。「コストと要求水準書の内容との関係を明確化する必要性」といったところでございます。こちらは先ほど部会長の方からお話ございましたとおり、B委員、J委員、F委員の方からいろいろと御指摘をいただいたところでございます。

ここについては、「コスト」といった表現についてはこのままにいたしましたが、高F委員の方から、コストにつきまして、PSCについては、管理者等が従来手法で実施する場合とほぼ同様の方法で積算するものであって、その意味で、通常の公共調達で用いられる予定価格の考え方とほぼ同じ考え方によっているといえるが、PFI-LCCについて

は、一定の想定のもとで算定されるものであるので、幅のある概念ともいえる。したがって、仮に想定コストといった概念でとらえるのが適切ではないかといった御指摘をいただいたところでございます。こういった御指摘について、脚注ということで明確に整理をさせていただくということにいたしました。

それから、もう一つ、今後の制度的な枠組みについての検討というのは、J委員等からの御意見もございましたので、原文のままとさせていただいているところでございます。

それから、15 ページでございます。まず、一番上、「独立採算型」というのは、すべて「いわゆる「独立採算型」」と変えさせていただいているところでございます。

第1パラグラフのところで、これは後ほどのところで御指摘があったわけでございますが、B委員の方から、標準契約書案というのはおかしいのではないかとということございました。まさしくそのとおりでございます。このところで、「この場合、条文のみを示すのではなく、背景となる考え方を示し、さらにそれぞれの事業の状況に応じて適切にそして柔軟に活用されるよう十分留意すべき旨も付した上で、条文案とこれら背景となる考え等をまとめた形で示していく必要がある」と直しまして、この「条文案とこれら背景となる考え等をまとめた形」というのを仮置きで、これは仮称でございますけれども、「標準契約書（案）及びその解説」と置き換えまして、後ほど、位置付けるべきということの対象としてはこちらだということを確認に示させていただきました。

それから、「リスクマネジメント等についての考え方の整理の必要性」の部分でございます。こちらにつきましては、F委員の方から、リスクについていろいろな考え方があるということについて御紹介をいただいたところでございます。そのうちの一つに、純粹リスクというものと投機的リスクという分け方がある、純粹リスクというのは、リスクをコストとして見る見方でありまして、投機的リスクの方は、リスクイベントの分布確率を見ますと、プラスのもあり、マイナスのものもあるということで、考え方が違う。ここではあくまでコストとしてのリスクというものをしているということを示すべきではないかという御意見かと存じましたので、そこについて脚注ということで明確に示させていただきました。

それから、16 ページでございますけれども、こちらにつきましては、C委員の方から、これは入札の対話方式のところでございますけれども、いわゆる入札段階に入って、対話を行う段階で、民間事業者の方の提案の中でもリスクの特定を進めて、その対応策を具体的な提案に盛り込んでいくことが必要なのではないかという御指摘をいただいたかと存じます。

こちらはむしろリスクということに着目されたお考えかと存じましたので、リスクの部分のところで、まず、要求水準書のお話をした後に、次のステップである入札公告後においてはこのようなことが必要となるということで、新たに表現を加えさせていただきました。

それから、その次のパラグラフでございますけれども、こちらについては、リスクの評

価ということも加えるべきではないかというC委員の御意見がございました。そのとおり加えさせていただきます。

それから、B委員の方から、PFI事業におけるリスク分担、これは前回「等」が抜けておりましたが、「『リスク分担等に関するガイドライン』は、明確なリスク分担の在り方について示したものではない」という御意見をいただきましたので、そこについては削除いたしました。

それから、併せてC委員の方から、リスクマネジメントを行う際の金融機関のデューデリジェンスの役割ということを明確に示していくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、H委員の方と御相談をいたしまして、「対処の在り方」の後に「リスクマネジメントにおける金融機関の役割」というものを新たに加えさせていただきます。

それから、18ページでございます。入札のプロセスの中の「(2)対話方式の充実」の中でございます。こちら先ほどF委員の方から御指摘いただいたことと同旨でございますけれども、要するに、例えば入札制度につきましても、当然まだまだやらなければいけないことがあると。まだまだやらなければいけないことというのは、現行法制度の枠組みの中でもまだまだやるべきことがあるので、そういったことを不断に検討するという趣旨を明確に入れるべきではないかという御意見であったかと存じます。

したがって、第2パラグラフのところ、「また、現行法制度の枠組みの中でさらに入札プロセスについて引き続き改善すべき点がないかどうか不断に検討することが必要である」という文章を挿入させていただきました。

なお、こちらにつきましては、I委員の方から同様の御意見があったかと存じます。

それから、19ページでございます。運営段階における課題に対する適切な対応といったところで、ここでもともと位置づけの対象として標準契約書(案)になっておりましたが、これを「標準契約書(案)及びその解説」と改めさせていただきました。

それから、(2)の「モニタリング、支払いメカニズムの充実」といったところでございます。これは、前回、K委員の方から、こういったものを出して実務に携わるコンサルタント等がわかるかどうかといった御指摘をいただきました。その御指摘の含意は、そういった実務にも受け入れられるようなものとして整理をする必要があるのではないかと私も理解をいたしまして、そういった意味で、コンサルタントその他実務に詳しい皆様方にも少し一定の部分についてサウンディングをいたしました。

そうしたところ、このところで要求水準書、モニタリング、支払いメカニズム、こういったものは一体として作成されるべきものであり、また、入札前の段階で一体として示すべきであるとおっしゃったわけですが、実態としてなかなかそういったことで割り切れるものでもない。実際には契約書ができ上がった段階で運用ないしは維持管理等々の内容、それに伴うモニタリングということを整理していったことの方が非常に効率

的というケースもあるというお話、それから、実際に英国等についてかなり調査をされているところもありまして、そういったところのお話を伺いますと、英国でも、こういった一つの大きなプリンシパルはあるものの、実際にはかなり柔軟に、時宜に応じて適切に対応しているということでございまして、硬直的な運用は避けるべきだといったような御意見もいただいたところでございます。

このような御指摘を踏まえ、ここにつきましては、「また、もとより事業の内容によって重点に対応すべきものであり、硬直的な運用を避けるべきものであるが、一般的にはサービス水準が示された要求水準書とモニタリングの基準、支払いメカニズムは連動すべきものであり、これを一括して……ことが必要であるとはいえ、このような環境の整備を進めていく必要がある」、こういうように整理をさせていただきました。

それから、その下のパラグラフでございますけれども、こちらにつきましては、「業務仕様書」と整理をしておりましたが、これも実務の方に伺いますと、いろいろな表現をしておるとございまして、「品質等を規定した文書（業務仕様書等）」というふうに再整理をさせていただきました。

それから、ここで「客観的な評価指標」と整理をしておりますが、こちらについては、我が国でそういったものをやるかどうかは別といたしまして、英国では、パフォーマンスパラメータとかKPIという指標を使っておるとございまして、それを参考ということで脚注に入れさせていただきました。

それから、アベイラビリティについての一般的な解説ということで、こちらも脚注の11に入れさせていただきました。

それから、21ページでございます。21ページにつきましては、まず、C委員の方から、金融機関についての役割ということを明確に位置付けていくべきではないかといった御指摘をいただきました。また、H委員の方からも、このパートについて、ユニタリーペイメントの関係でのみ金融機関の役割ということが書かれているけれども、本来の役割についても記載をすべきではないかといった御指摘をいただきました。

こちらにつきましては、そのような御指摘を踏まえまして、まず、「金融機関は、収支状況をチェックすること等モニタリングを行うことにより」と明記をいたしまして、その後が「金融機関の本来の役割を適切に発揮させるためには、管理者等に対し、まず、PFIにおける金融機関のストラクチャリング、モニタリング等の役割の重要性について、普及啓発を行う必要があるが、これとあわせて」という形で、まず金融機関の役割の重要性について普及啓発を行う必要があるということで明記をさせていただきました。

それから、その次のユニタリーペイメントのところでございますが、これも実務家の人にサウンドいたしますと、ユニタリーペイメントを実施いたしましても、ただそれだけでは、実際にそのサービスを提供している請負業者にそういったリスクがパスされるだけだということで、実効ある具体的方策について検討するべきではないかといった御指摘をいただきましたので、その実効ある具体的方策ということでここについては整理をさせてい

ただきました。

それから、その次のパラグラフでございますが、直接協定の必要性、重要性等々について、F委員、H委員の方から御指摘をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、「PFI事業の継続性をより高めるものとして、管理者等と金融機関との間に直接協定がある。金融機関のモニタリングが有効に機能するか否かは、事業が財務的に難航した場合の治癒期間において管理者等、金融機関等の関係者がどのように行動するかという点にかかっており、これらについての規定が含まれる直接協定は重要な意味を有する。このような観点から」、これはH委員の御指摘でございますけれども、「直接協定のガイドライン等への適切な位置付け等につき検討する必要があるとともに」と新たに入れまして、その後に原文の「直接協定についてのノウハウを共有していくため、その公表を促していく必要がある」という文章につなげさせていただきました。

後ほど簡単に御説明いたしますけれども、資料3の2枚目「個別課題の相互の関係」のところで、こちらに明確に直接協定の充実の必要性等々について位置付けるべきだということをお委員の方から御指摘をいただいたかと存じます。そちらについても付け加えさせていただきます。御確認くださいませ。

それから、22ページでございますけれども、「標準契約書(案)」と書いていたところについては、「標準契約書(案)及びその解説」ということで全部修正させていただいております。

それから、23ページでございます。「事業期間終了後の課題に対する対応」といったところで、維持管理のモニタリングについて触れていたところでございます。こちらにつきましては、維持管理についてのモニタリングというのは、事業期間終了後の課題ということで整理すべきものではなく、PFIの本来の趣旨からいって、ライフサイクル全体のコストを削減という観点から見て非常に重要なものであるもので、そういった位置付けを明確にするべきではないかということをお委員の方から御指摘いただいたところかと存じます。

こちらにつきましても、その趣旨を踏まえまして、「事業期間中、施設を診断し、予防保全を行うとともに、施設の維持管理についてもモニタリングを行い、施設の劣化が進まないような措置を講じることは、ライフサイクル全体のコストの削減というPFI本来の効果を実効あらしめるために必要であることは言をまたないが」ということで、明確に触れさせていただいた後に、「事業期間終了後の課題に対応するうえでも必要であることに注意を喚起していく必要がある」とし、ご趣旨を踏まえて修文をさせていただきました。

それから、23ページでございますけれども、「6) VFM評価についての継続的検討」でございます。こちらについては「VFMの源泉であるリスクの移転」という表現であったわけですが、「評価、プライシングをしたうえでの」という表現を付け加えていただきたいというC委員の御意見がございましたので、そのとおり修正をさせていただきました。

それから、24ページ、「ファイナンスについての検討」でございます。まず、こちらに

つきましては、B委員の方から、軸足がぶれているのではないかと。解説的な部分も本文の方に入っていて非常に散漫であるというような御意見をいただきました。

それで、まず、解説部分的なものでございますけれども、ローンによる調達とボンドによる調達、それぞれについての特性について触れているところがございました。そこについては、脚注の18に落としまして、ただ、「ボンド発行による資金調達については、手間もコストもかかり、また参加者も増える」というところだけ残させていただきました。

それから、軸足がぶれているというところにつきましては、そういった表現を落とすべきだという御意見をいただいたかと存じますので、「我が国では直接事業者と金融機関との間でローンによるプロジェクトファイナンスを行った方がコスト的にはメリットがあると言われている」という表現については削除いたしまして、あくまで淡々と客観的な一つの事実といたしまして、「現状では、金利水準が低位であるほか、金融機関の収益であるスプレッドに関しても競争力のある市場が存在している事例も多い我が国の状況を勘案すると、我が国におけるローンのコストは優位性が考えられる」というような表現に変えさせていただきました。

それから、同じように客観性をという意味でH委員の方からも少し御指摘のあったところでございますが、「一気通貫でやる」という表現が25ページの第2パラグラフにございました。「事業の事業期間を一気通貫でやる」。ここについては、「事業期間の通期をカバーする」という表現に変えさせていただきました。

それから、そのこのパートの一番最後のパラグラフでございますが、「この際、検討すべき制度的障壁としては、担保法制等の法制面等があるが」、ここについて「必ずしも法制度が決定的な隘路となっているわけではない」と書いてございましたけれども、果たしてそのように言えるのかといった御指摘がB委員の方からございましたので、そこについては削除いたしました。「担保法制等の法制面等があるが、実務的には対応が進みつつある」、ここまでは事実かなということで、そこを入れさせていただいて、その後、「検討については」ということでつなげさせていただきました。

それから、28ページ、「コンサルタントの役割についての再認識の必要性」ということでございます。こちらにつきましては、まず、「我が国の場合、管理者等につくコンサルタントは、ワンストップショップのように包括的なアドバイスをを行う」という表現を使っておたわけでございますけれども、もちろん我が国においても専門性の高い業務について、それにふさわしい専門性を有するコンサルタントが個別に管理者等と直接契約することはございますので、そういったことを付け加えさせていただきました。

それから、ここにつきましても、B委員の方から、まず、英国においては、コンサルタントの付き合い方につきまして一定の考え方が示されている。やはりコンサルタントと実際に管理者等の職員との付き合い方、それに伴う管理者等の職員の今後の在り方ということとを明確に整理をすべきではないかといった御意見かと存じましたので、ここについては、F委員が御指摘されたような、基本方針に示されたPFIの成果ということに立ち戻りま

して、その成果の一つとして、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることにより、新たな官民のパートナーシップが形成されていくことである。これが成果の一つであると位置付けまして、コンサルタントの活用を通じ、また、ただ単にコンサルタントによる知見の提供ということではなくて、管理者等の職員が自ら学習をして、そして自らの主体的な判断で事業の進捗をはかることが可能となるよう、その資質を高めていくことが基本方針に示された趣旨にかなうことと考えられるというように整理をいたしまして、「今後のPFIの更なる発展を考えたときに、このような管理者等の職員の資質を高めていく努力を支援するため、コンサルタントの活用をどのようにはかるべきかについての指針の作成等について検討する必要がある」という表現を新たに加えさせていただきました。また、この指針につきましては、脚注で、「英国においては、財務省のタスクフォースがこのような趣旨のテクニカルノートを公表している」ということを注記的に付記させていただいたところでございます。

また、英国において少し表現を入れておりましたが、このあたりは解説的な部分でございますので、そういったところは削除させていただきました。

それから、31 ページでございます。こちらにつきましては、A 委員、I 委員、その他の皆様方から御指摘をいただきましたけれども、前段のところでも触れております「その他現下の政策課題」といったことについても検討するということを明確に位置付けるべきではないかという御意見をいただきました。ここににつきましては、「災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討」ということで、このところでまとめて、32 ページのところ、「2 - 3 に示された地方財政の健全化、地域の活性化、国有財産の有効活用への対応については、PFIの具体的な活用の方策等について、今後さらに検討を深めていくものとする」と表現を付け加えさせていただいたところでございます。

その他、てにをはその他修正をさせていただいておりますけれども、前回、委員の先生方からいただいた御意見を踏まえて修正をさせていただいたところは以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。今御説明をいただいた点の議論に移りますが、資料2と資料3については、

事務局 失礼いたしました。それでは、資料2、資料3について続けて御説明をさせていただきます。

資料2は、前回お示ししたものと同じものでございます。こういったものをどういう形にするかは別といたしまして、最終の報告書の方にも添付させていただければと考えております。

資料3でございますけれども、これは本当に要求水準に達しているかどうか、はなはだ自信がないのでございますけれども、前回の御指摘を踏まえまして、多少工夫をさせていただきました。3つほどついてございますけれども、一番最初のものは、前回は報告書の内容を簡単にまとめた、いわゆるポンチ絵的なものをまとめてございます。どのような考え方をたどり、今回こういった報告に至っているかということができるかぎりわかりやす

く整理をしたということでございます。それから、15 の課題につきまして、どういう分け方をして、そしてそれについて課題と対応の方向性というのがある程度明確にわかるようにという趣旨で整理をしたものでございます。

それから、次の個別課題の相互の関係というものでございますけれども、こちらにつきましては、まず、L 委員の方から、外から見たときの P F I というものが欠けていると。要するに、内部的な完結性は非常に高いけれども、外の世界に向かって P F I がどういうインパクトを与えているか等々についての部分がないといった御指摘をいただきました。その御趣旨に即して整理ができていくかというところはございますけれども、そのような趣旨に沿うものとして整理いたしました。

それから、もう一点、F 委員の方から、K J 法等の考え方で、ある程度ここにあるようなものをグルーピングしていったって、幾つかの切り口を使って考えていく必要があるのではないかとといった御指摘もいただいたところでございます。そういったところを踏まえさせていただいて、重点的に検討し、速やかに措置を講ずべき課題と、その具体的な方法のほかには、ほかの課題についてグルーピングをいたしまして、まず、官民対等なパートナーシップを実現し、より使いやすい P F I へということを実現するために、まずやっていかなければいけないものということで、促進というもののこっち側に書いてあるものを整理いたしました。そういったことが実現されることとあわせて促進されていくものということで、P F I の市場の拡大に向けた検討とか、当然こういった使いやすい P F I ないしは対等なパートナーシップということになりますと、透明性が向上し、または国際的な基準にも近づくということでございますので、プレーヤーの拡大の必要性といったものを促進される結果となるというような考え方でここに位置付けました。

そういったことが全体として実現していくことによりまして、V F M の創出がさらに促進される、また、そのほか、現下の政策課題にも使い勝手がさらによりよくなりまして、いろんな形で P F I が使われる、有効活用される場面が増えていくということで、災害対応その他の現下の政策課題に貢献していくというように整理をさせていただきました。

それから、一番最後の紙でございますけれども、これは今御説明したこととほぼ同じ中身でございますけれども、貢献をした結果、また、またその成果が P F I のプロパーの内容の向上ということにつながっていくということで、成果がフィードバックしていく。これが良好な好循環ということで P F I の更なる発展につながっていくのではないかとという考え方で整理をしたものでございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、個別課題の相互の関係性のところで、直接協定の充実の必要性というものを運営段階における課題に対する適切な対応というところに付け加えさせていただきました。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。資料 2 については、報告書ができたときに資料として添付するつもり……。

事務局 具体的な位置付けその他については、また御相談をしたいと思いますけれども、実態がこうであるというところにつきましては、参考資料的に付け加えさせていただいた方がいかなと考えております。

山内部会長 資料3はどうするの。

事務局 資料3につきましては、まず、一番最初の1枚目につきましては、前回も概念図ということで、最終の推進委員会には御報告をしているところでございます。ですから、こちらは御報告をすべきかと思いますが、残りについては、委員会の御議論を踏まえて対応したいと思います。

山内部会長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、以上のような状況でございまして、資料1、報告書(案)、いろいろと御意見をいただきましたので、それに応じて、可能な限り皆さんの御意見を入れて修正したということでございます。何か御意見、あるいは御質問がございましたら御発言願いたいと思います。

A 専門委員 最初に意見じゃなくて質問ですが、補助対象、B T Oで90%。この母数は何ですか。要するに、同じ事業で従来方式でやった場合は100%で、B T Oにした場合が10%減ることなのか、それともB T Oという方式全体の中で90%が補助対象になっているのか。要するに、同じ事業で従来方式でやった場合とB T Oでやった場合との違いという形でいくとどうなるのでしょうか。

事務局 先生の御理解でよろしいかと存じます。今確認をとりますので。

A 専門委員 問題は、同じ事業で従来方式でやった場合とB T Oでやった場合の差ですよ。そこがもしあるとすれば、何がギャップがあるのかという形が、26ページのイコールフットィングのところもそのところがベースになると思いますので。

山内部会長 確認をしていただいて、理解を明確にしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ、B委員。

B 専門委員 細かいことを言いますが、若干コメントを述べさせていただきます。

9ページの「E S C A P」という表現は、やはり「国連アジア太平洋経済社会委員会」と訳していただかないと、普通の人はわかりませんね。

全般的には大枠としてはかたまっていると思います。12ページにミスタイプがありますね。下から9行目、「確保されているか否かを確認をする」ではなくて、「を」は要らず、「確認する」だと思います。

14ページ目、「プロセスのコスト」という新しい言葉を用いていますが、我々実務界ではこれを「取引費用」と言っており、英語ですと「トランザクションコスト」と言うんですね。新しい言葉を採用されるのはいいかもしれませんが、非常に混乱を招くような考え方になりかねません。

それとともに、「取引費用」と言う場合には、通常「官民双方の」が前提になることが通例で、「官民双方のトランザクションコスト」というふうに言っていた方が、現

実の世界を表す言葉により近いのではないかという気がいたします。

15 ページの注6、「リスクの振り分け方」は、「リスクの分類の仕方」ですね。この考え方は1969年にモブレーが提唱した考え方で、明確に「リスクの分類」となっていますので、「リスクの分類の仕方」とお書きになった方がよろしいのではないかと思います。

17 ページ目、(1)の最後ですが、これは修正し忘れないかと思えます。(1)の最後の文章に、「公表すること等により、透明性のさらなる確保をはかることとする」。これは断定すぎるのではないのでしょうか。何かを作るという断定。これは恐らく将来の委員会にその判断を託すわけですから、「確保をはかる必要がある」というふうに、ほかの文章と平仄を合わせる必要があるのではないかと思えます。多分消し忘れないかと思えます。

19 ページ目、「ヴァリアントビッド」の件ですが、非常に適切な文章でよく修正されていると思えますが、「検討にあたってはこれらの点を十分に踏まえる必要がある」、こういう御指摘を(3)の一番最後に書いておられるわけですが、私はこれに「手続の公平性や評価の透明性にも配慮する」という表現をどこかに入れていただきたい。これは、ヴァリアントビッドというのは、明らかに将来御議論された場合に、入札制度との関連が生じてしまうからです。ですから、そういった意味において、あくまでも手続の公平性、評価の透明性という基準を留意した上で、こういったものを考えてくださいよというのを前提として考えるというのは、今からでも言えることではないかという気がいたします。

20 ページ目、似たような表現がございますね。下から2段目。「『モニタリングに関するガイドライン』、『標準契約書(案)及びその解説』等において作成のための指針を示すとともに、あわせてベストプラクティスの伝播をはかることとする」。これも「必要がある」でしょう。もしこれを「こととする」と書きますと、ガイドラインは作らざるを得ない、作れという指示を今の委員会で出すこととなりますので、将来の委員会の行動をコミットすることになるのではないかと思いますので、適切な表現に変えられた方がいいのではないかと思います。

細かいですが、22 ページ目、「コンディション」という英語はやはり引っかかりますね。通常の契約書にもこういう言葉は書いてございませんので、やはり「状態」とか「条件」とか、日本語に適切に直された方がいいかもしれません。

23 ページ目、(5)。直せとは言いません。ですけれども、誤解を招くのではないかというのがちょっと心配なのは、「SPCのマネジメント能力を高める必要がある」、確かにそのとおりです。ですけれども、この本質は、SPCの在り方、あるいはSPCを取り巻くスポンサーを含めたリスク管理主体の在り方、リスクのあり方やリスク管理の在り方をどうするのか、これを検討することが本来のSPCのマネジメント能力であって、SPCが何か主体として存在して、その能力を高める措置をするということではなくて、本質を正確についた方がより誤解がないのではないかという気がいたしますので、ちょっと文章をお考えになられたどうでしょうかというのがポイントです。内容を大きく変えるとい

うことではございません。

25 ページ目、かなり直ささせていただいて結構だと思いますけれども、まだ最後に引っかけますのは、25 ページの一番上のところで、「P F Iの核となる考え方からは、基本的には離れていくことになる」。これでは、ボンドはだめ、ローンはオーケーというメッセージを伝えることになる。確かにそういう懸念はあるということ指摘されるのは結構だと思います。ですけれども、実務社会では、その懸念を払拭するために、例えばインデチャーターの中でこれを規定する。あるいはインデチャートラスティを設けて銀行の代替的役割を担わせしめる。あるいはインデチャートラスティに専門コンサルタントを起用せしめて、従来銀行がやっていたと同じような機能を担わせるなど、多様な実務的対応手法の考え方があるわけです。ですから、これがすべてではないということです。代替的なものもあり得る場合には、断言しない方がいい。あくまでも中立的な表現にとどめて、懸念を払拭するような態度が必要ですよということを記載されるのは全く問題ないのではないかと思いますので、その辺、ちょっと御配慮いただけるといい文章になるのではないかと思います。

最後になりますが、30 ページ目、どうしてもこれはお考えいただきたいのは、いわゆるP F Iの分野の拡大、非常に前向きな力強い文章が書かれていて結構なことだと思いますが、2 段目、「P F Iの今後のさらなる展開を見据えた際には」云々でございますけれども、私はここに入れるべきは、制度の見直しをも視野に入れるべきということだと思います。制度の見直しとは、明らかに公物管理も含むわけですが、将来的にP F Iの分野を拡大する、あるいはさまざまな公共サービス、重要インフラ案件、土木案件をやる場合には、何らかの形で制度の見直しも必要になってくる。その意思ぐらいは、この報告書の中においてどこかで触れるべきではないかと思います。「制度を見直す」という言葉は、この報告書に一回も書いてございません。恐らくここに入れて、将来のP F Iの展開を示唆するような表現にした方がいいのではないかと思います。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

事務局 個別に申し上げられるところだけ。

先生の御趣旨は大変ごもっともでございます、14 ページのところで「プロセスのコスト」について御指摘をいただきました。要するに、トランザクションコスト、取引費用というふうに直すべきではないかと。その点については、そういうふうに修正するかどうか、実は迷ったところでございます。これは、B 委員その他の皆様方にもお教をいただきたいのですが、トランザクションコストについていろいろと私どもの方でも定義を調べてみましたが、トランザクションコストないしはP F Iにおいて取引費用と言ったときには、当然すべてのプロセスにおけるすべてのコスト、ですから、ここではむしろ発注の段階のコストに限って整理をさせていただいているつもりなのですが、「取引コスト」と言ってしまうと、契約段階、さらに運営段階で出ているようなコストも全部含めたかな

り広い概念としてとらえているような感じを受けましたので、あえてこういった表現にいたしました。このところで「コスト等の案件組成にかかるコスト」というように使っているものがございましたので、そこを使わせていただいたということと、「プロセスのコスト」というのは、こちらについて問題提起をされましたA先生が、「プロセスのコスト」という表現を使われておりましたので、それを使わせていただいたということです。

ただ、こちらについては、「取引コスト」という表現にした方が明確だということであれば、当然そういう形で直させていただきます。

あと、もう一点でございますけれども、17 ページでございますけれども、今、B委員のお話を伺っております、確かにB委員のおっしゃるとおりかなと思ったわけでございますけれども、今回、あえて直さなかった趣旨は、「事業者選定の手続きの透明性のさらなる確保をはかることとする」ということ自体は、恐らくどなたも御異論がない話かなと。その前段の「位置付け、公表すること」の後に「等」が付いておりますので、その前の部分はあくまで例示ということでございます。ですから、そういったさまざまなことを行うことにより、ここにつきましては、民間事業者の皆様方の方から御意見が出ておるような結果としての事業者選定手続きの透明性のさらなる確保をはかることとする」ということでございますので、例示の部分につきましては、当然いろいろなやり方があり、今後いろいろと御検討していただくことかと存じますが、この「透明性のさらなる確保をはかる」ということについては特段御異論がないというところかなということで、あえてそのような断定表現にかえさせていただきました。

ここも表現のお話ですので、非常に懸念があるということであれば、もちろん御指示に従って直します。

あとは、この場で事務的に話し申し上げるようなお話ではないと存じますので、以上にとどめたいと存じます。

山内部会長 ありがとうございます。取引費用のところは、概念としては、取引費用の方が広いので、これを取引費用と書いても間違いではないと思いますけれども、どうでしょうか。皆さん、いかがですか。

A 専門委員 「取引費用」というのも何かちょっと違うんですね。

B 専門委員 我々、欧米人とやりますと「トランザクションコスト」なんです。そういった意味では「プロセスコスト」というのはジャパニーズイングリッシュだと思います。

A 専門委員 入札選定全体にわたる。単純に言うと「入札コスト」ですよね。入札選定全体にかかわる官民双方のコストということですから、トランザクションコストのいい日本語訳が確かにないんですね。

山内部会長 カタカナで「トランザクションコスト」と書いておきますか。

A 専門委員 その方が正確かもしれない。

山内部会長 だけど、いわゆる経済学で定義しているやつはまたちょっと違うところがあるということだと思います。昔のロナルド・コースから始まっているやつは。なので、

このところは、「プロセスのコスト」と書いて、それを「プロセスのコスト」というと定義を一応しているということであると思いますが、もしこれに違和感があれば、またあれですけども、皆さんの感覚ですね。

A 専門委員 「プロセスコスト」はおかしいですね。プロセス全体のコストとか、そういうことはいいんですけども、「プロセスコスト」というのは、ほかにも結構カタカナがあるから、「トランザクションコスト」が正確かもしれませんね。これはむしろボキャブラリーの問題だから。

事務局 では、「取引費用」に変えるということでは。

山内部会長 B 委員、いかがですか。

B 専門委員 どちらでもいいですよ。もしこれをやるんでしたら、もう少し説明をつけた方がいい。このままだったら、定義はこういう意味ですよと言った方がわかりやすいと思います。

山内部会長 わかりました。では、言葉の問題なので考えさせていただいて処理させていただきます。

そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。

C 専門委員 大変よくまとめていただいていると思います。

15 ページの3)の表題なんですけど、今回改めて読ませていただきまして、「リスクマネジメント等」と書いてあって、これは「等」が入っているから間違いではないんですけど、でも、私どもがリスクの話をするときに、最後のマネジメントの話の前に、ちゃんとリスクを明確に認識して、分析して、評価して、それからマネジメントという段階に至ると説明しますが、問題はそのマネジメントの前の段階が抜けていることが多いのではないかなんていうことがかなり気になっています。ですから、「リスクマネジメント」というのは、最後の対応をどうするかという形にだけなってしまうので、メッセージを明確に出す意味では、例えば「リスクの分析とマネジメント等についての」とか、ちょっと一言、その前の段階が重要だよという言葉が入った方が良くと思います。

それと、もう一つ、34 ページですが、一番下の3)で地球温暖化防止への対応とイコールフットイングが同じ項目になっているんですけど、内容は全く別のことを、それぞれの文章が短いからということでまとめられたのかもわかりませんが、内容が違いますから、これは項目を変えた方がわかりやすくていいのではないかと思います。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。今のリスクマネジメントは、多分C先生がおっしゃったようなリスクの分析とかそういうのを含めてマネジメントというつもりで書かれているのではないかと思います。

C 専門委員 わかります。「等」が入っているから。

山内部会長 それもまた工夫をさせていただいて。いいですか。

事務局 「リスク分析とリスクマネジメント」と言っても「等」を落とすか。その方がよ

ろしいということですね。

C 専門委員 はい。

山内部会長 わかりました。

事務局 もしこの場でそういうことということであれば、直します。

山内部会長 そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。

D 専門委員 内容についてはではないんですが、先ほど資料の2と3の位置付けをどうするかというお話があったと思うんですが、これについては、ぜひ一体という形で取り扱っていただければと思います。特に、今回の報告書というのは、内容がかなりバラエティとありますが、多岐にわたっておりまして、特に具体的な項目で15項目ほどありますが、これを文章だけ読むと、どういった連関で議論したかとか位置付けが、なかなか一般の人が読んでわからないのではないかなと。そういう意味では、こういった読み解く手がかりみたいなものがあれば、より内容も理解していただけるのではないのかなと。ですから、少なくとも一般の方が内閣府のホームページを開いたときに、これが一緒に出てくるというのが一番いいのではないのかなと思います。それで、今回の議論の中でも、ガイドラインの改定をしました、あるいはこういったものが既に出ていますということなんですが、なかなか全体像を把握して細かいところまでぱっとわかるという方は、資料なりが充実していくと、ますます難しくなってくるんじゃないのかな。そういう意味でも、周知をはかる意味でも、こういった資料の位置付けというのが非常に重要じゃないかなと思います。

山内部会長 ありがとうございます。検討させていただきます。

そのほかにいかがでしょうか。A 委員。

A 専門委員 3点ほど、むしろ質問かもしれませんが、1つは、15ページの「契約書等の標準化の推進」、きちっと随分書いていただいたんですが、15ページのところに「以下、標準契約書（案）及びその解説」と書いてあるのがよく意味が理解できていないんですが、「標準契約書（案）」と書くからには、本物のものがあるということですかね。「及びその解説」と書いてありますが、いろいろなケースにわたった標準契約書があって、「（案）」というのは要るんですかね。標準契約書を作っていく。標準契約書を作った場合には当然解説というのが要るわけですから、案と解説というのがどういう位置付けなのか、よく理解できないんですが。そうすると、いろいろなケースでいろいろな事業でいろいろなスキームに応じていろいろな標準契約書を作っていくべきだという話で、素直にいけないのかなというのが1つです。

ただ、ちょっと私はどこかに入れていただいた方がいいと思いますが、標準契約書を作ったときに、日本の場合、それをそのまま本契約書とすぐ適用するという恐れがあるわけですね。したがって、標準契約書というのは、あくまでそれがベースであって、それをベースとして事業に応じて標準契約書をうまく修正してといたしますか、本契約書を作っていくという。だから、標準契約書というのは、あくまで標準タイプ、ベースのタイプなので、そこをあたかもこれが政府から与えられた契約書で、これでなければいけないよという誤

解がないような形で、これをうまく使わないと、標準契約書がそのまま一人歩きしてしまう可能性がありますので、標準契約書の使い方という形もちょっと言及していただいた方がいいと思います。

いろいろ申し上げましたが、標準契約書ということでもいいのではないかと。ただ、その場合に標準契約書というのが、位置付け、使い方についてもちょっと触れていただいた方が誤解がないと思います。

2番目ですが、20ページ、21ページのところは、ここだけ、いろいろなところにお聞きになったので、ここだけ随分力が入って、長くて、ほかのところと比べると、ほかのところは、いろいろな形の方角を示しているんですが、ここは具体的な内容まで立ち入っていますので、ちょっとバランスが気になるなという感じがいたします。

例えば、この中でいくと、21ページの2段目から3段目の途中あたりまでは、これはファイナンスのところを書いてもいいのかもしれませんが、もう一つちょっと気になりますのは、これはむしろ議論として申し上げたいんですが、BTOについては、サービス対価が確定債権として減額の対象としないとしているケースが多い。BOTについてはユニタリーペイメントについての積極的導入をはかるよう検討するという形は、BOTについては、工事費業務に相当するものも含めて減額の対象にする、そういう形で位置付けてよろしいんですね。BTOについては、現在の工事業務に相当するサービス対価は確定債権として減額しないものとするという形を引き続きオーソライズして、BOTについては、ユニタリーペイメントで、いわゆる工事費の元本まで減額の対象とするという形を進めていくという形を主張しておられるというふうに解釈してよろしいんでしょうか。これは確認です。

それから、23ページの(5)は、私は、さっきのBさんがおっしゃると全く同じで、SPC、ペーパーカンパニーというのはどうやって位置付けていくのか。SPCを囲む全体のマネジメントという形でこれを書いていただかないと、これは誤解があると思います。

それから、最後にもう一つですが、28ページですが、このところも多分いろいろお聞きになったので、こういう表現になっていると思いますが、まず、再認識の必要性というのは、何か今、認識されていないくて、この文章を見ると、何を再認識するのがよくわからなくて、むしろPFIというのはコンサルタントが非常に重要ですから、コンサルタントの役割のさらなる向上とか、再認識というのは、今埋もれているものをもう一遍認識しましょうということだと思いますが、この辺については、コンサルタントの役割をもうちょっと認識しましょうという形にするのか。

この中の文章ですが、2つ目のパラグラフで、ここに個別の契約を結んで、これが通例である。この文章がどこにつながるのか。通例である。これは、どうあるべきかという話にはつながっていないわけですね。ポコンとついているので、そこから基本方針に示されているとおり、コンサルタントがこういう形でやるべきだという形を書いてあるわけですね。この2段目のフレーズがどういう位置付けかというのが文章上わからないので、要するにここで言いたいのは、コンサルタントの再認識なのか、さらなる向上かわかりません

が、新しい役割、あり方について、いろいろ制度環境を整えることを検討することが必要であるということを主張したいのでしょうか。もっと頑張れというのが、コンサルタントはこういう方向に持っていこうとするのかというところが、この文章からはあいまいだと思います。

それから、最後ですが、先ほどBさんがおっしゃったんですが、全体を見て、PFI法17条、PFI法、PFIというのは、日本の法律はなかなかバッティングするところが多いので、そこについて必要な規制の緩和、撤廃をはかっていくという17条の関係でいくと、これだけ分厚い内容のことがあったときに、どこかで現行の制度の改正とか見直しという形も必要だと、どこかに。先ほどBさんがおっしゃったところが、私もいろいろ見ているんですが、あの辺が一番いいのかなという感じがしますが、どこかにそれを入れていただいた方がいいと思います。

以上でございます。

山内部会長 御質問の点が幾つかありますので、御回答をお願いします。

事務局 標準契約書(案)のところがまず最初かと存じます。これは15ページでございますけれども、条文を示すと、管理者等の方はそのまま使ってしまう。事業ごとに当然状況が異なるということで、そういうことを踏まえて、事業に応じた形で応用する必要があるものの、そういうことをしないので、そこはいかがかという御指摘かと存じます。

それは、従来から御指摘をいただいたところでございますので、そこを踏まえまして、なお、この場合、条文のみを示すのではなく、背景となる考え方を示しまして、さらに、それぞれの事業の状況に応じて適切に、そして柔軟に活用されるよう、十分に留意すべきだということもあわせて書き込むと。ですから、これをそのまま使ってはいけませんよ、自分の頭で考えなさいということを書いた上で、そしてまた、これはどういう考え方でこういう条文になっているのかということも明確に示した上で、そういったものを一体としてまとめた形で示していく必要があるというように整理をさせていただきました。

「以下」と書いてございますのは、その後でこれを引いておりますので、便宜的に仮称としてこういうように書いているものでございます。ですから、例えば、これは前段のところを書いてあるとおり、条文案とこれら背景となる考え方等ということで置き換えても全く問題はございませんので、誤解のないような形で置き換えるかと存じます。

(案)という、これは括弧を取るべきだというお話かと思いますが、それはもし取る必要があれば、当然取ります。ただ、一般的には、例えばこういった標準的なものを出すときには、(案)を付けるというのも一般的でございますので、はっきり申し上げて、そこはあまり深い考えはなく入れてしまったということでございます。

A 専門委員 申し上げたいのは、いろいろな事業スキーム、事業の種目に対応した契約書の案というのはあると思うんですね。いろいろな事業種目、事業種目に対応した契約書の案が標準契約書ではないか。だから、標準契約書の案というのは、どういう意味なのかよくわからないというのが先ほど申し上げた趣旨です。案と言うからには、何か本物がど

こかにいずれ作るという意味でしょうか。

F委員 私個人のあれは別にして、今の件について言いますと、案の意味合いで誤解を受けるというのは、2つ従来の議論からいってもあるんだろうと思います。特定の事業について、特定の決まった契約があって、それに用いなさいというベースとなる案という意味合いと、今あった標準契約というモデル的なものがあるって、こういうモデルもありますよと。モデルとしてまだ合意を得ていない、まだ案であると、そういう2つの案の意味合いがあるのかなと。

そこで、私の提案なんではございますが、ここで言っている趣旨は、さまざまな分野、さまざまな構造の事業があって、非常に異なるところがあるわけですね。だから、共通の部分を示して、その上でケース・バイ・ケースで考えなさいということであれば、非常に単純な事業構造を考えた上で、その場合にこういうモデルがありますよということを提示する。それは最終的にここの場の結論で言えば、それは案じゃなくてモデルですよ。提示するのは、ですから、私はそこに標準というのとモデルというのが多少概念的に重なるところがあるかと思いますが、標準契約モデルというようにした方が、ここで言っている意味に近いのかなと思いますが。

事務局 私の舌足らずのところをF委員に補っていただいて、ありがとうございました。まさに。もしそういうことでよろしければ、そういうふうに変えさせていただきます。

山内部会長 Aさん、そういう理解でよろしいですか。

A専門委員 私、標準と(案)というのがどう結び付くかということを提起しているので、その辺の誤解がないような形であれば結構です。

事務局 次は、ユニタリーペイメントのお話かと存じます。ユニタリーペイメントにつきましては、場所が離れているのでわかりにくくなってしまったのかと思いますが、20ページのところをごらんいただきますと、「この際、減額の対象には施設整備費も含めるいわゆるユニタリーペイメントを採用している例がある。「契約に関するガイドライン」は、BTOについては、施設の建設工事業務に相当する「サービス対価」は確定債権として減額の対象としないとしている」ということで、これはあくまで契約のガイドラインでこういう整理をしているので、以下の議論は、そこを前提にしております。ですから、今回の総合部会で、そこについての原則ももし変えるべきだという御議論があれば、そこも直すということかと存じますが、そういった議論は前回も特に出ませんでしたので、ここは一つ前提として整理をしたままでいいのかなと。

そこを前提にして整理をいたしました上で、では、BTOについては一応整理されているんだけど、そこで整理がされていないBOTについてはユニタリーペイメントについて積極的論議をはかるようというようにしたわけでございますが、こちらにつきましては、例えば、D委員その他の皆様方から、一律にそういったものを導入していくという考え方はいかがなものかと。時宜に応じて、また事業に応じて個別に判断すべきだし、また、そういった場合について、減額をする場合についても一定の限度に、例えばとどめるとい

ったような条件を付すということをあわせて検討する必要があるのではないかと御指摘いただきました。

実際に運用している例もそういったものがあるというようにも聞いておりますので、そこを付け加えさせていただいたということと、ユニタリーペイメントを導入しても、工夫をしませんと金融機関に対するインセンティブにならないという御指摘もいただきましたので、「実効ある具体的方策について検討し」とさせていただいたところでございます。

あと、SPCのマネジメント能力については御指摘のとおりだと思いますので、修正案を工夫いたします。

それから、あと、コンサルタントのところかと存じます。ここは、コンサルタントの役割のさらなる向上、非常にいいワーディングを教えていただきましたので、もしほかの皆様方も御了解いただければ、そういうふうに直したいと思いますが、ここの趣旨は、まず、コンサルタント、それから、民間の事業者の皆様方がPFIをここまで広げてきたということにかかわった役割は大きいということ、ある意味では評価を明確に言った方がいいのかなということ、まずそこを入れたということ、英国との相違というお話が最初御指摘としてあったかと存じますので、我が国ではどちらかというワンストップのように包括的なアドバイスを行っているケースが多いと。たしかに「通例である」という表現が決めつけですので、そこは客観的な表現に変えさせていただきます。

おっしゃるとおり、どこにポイントがあるかということでございますけれども、そこにつきましては、先ほど御説明したとおり、基本方針を踏まえたコンサルタントの活用のあり方ということを考えていただく必要があるだろうということが一つと、最後のパラグラフでございますけれども、それとあわせて、これは、アンケートであるとか、パブリックコメントの方で出てきた御意見でございますけれども、運営段階にかなりのものが入ってきたということで、コンサルタントもそういったことにかかわってほしいといったような御要望がございました。ですから、そういったことについて触れさせていただきましたのと、それから、これは果たしてどうかという御意見があるかもしれませんけれども、例えば積算基準といったような制度環境も整えるべきではないかといった、これもパブリックコメントとしての意見が出てまいりましたので、そういったものも含めさせていただいて、今後の検討の方向性をお示ししているということでございます。

以上かと存じますが。

A 専門委員 2 番目のパラグラフですが、ちょっと文章がわからなくて、個別に契約すること等によってワンストップだと。確かに、だんだん個別の契約というのが増えてきているのは事実ですけれども、やはり依然としてフィナンシャルに一括契約して、それからリーガルとかテクニカルに落としていくという、イギリスも小さい案件だとそういう形があると思いますが、本来、パブリックのコンサルタントの使い方というのは、必要な段階に、必要に応じて、そこと個別に契約して、それで使っていくというやり方だと思いますので、使い方、パブリックとコンサルタントの契約の仕方というのは、まさに「通例であ

る」というのは、これはそもそも今どういう形でこれをやっていくのかという形が一つの議論だと思うんですね。ですから、2番目のフレーズというのは非常に大きな論点だと思いますので、考えていただきたいと思います。

山内部会長 今で言うと、ワンストップショップというのは、プラスの価値観と、通例であるというのもプラスの価値観で、いいものだを取れてしまうというところがかなり問題意識とは違うのではないかとということだと思えます。

それと、SPCのマネジメント能力の話は、確かに短すぎてわからなくて、書いていただく。ただ、最初の冒頭にあるように、運営割合が多いものというのは書いてあるとおりで、例えば、病院とかそういうことを念頭に置いているわけですね。だから、その辺、少しわかりやすいように書いておいてもらった方がいいかもわからない。

そのほかにいかがでしょうか。では、F委員、どうぞ。

F委員 まず、内容的なところで確認で3点、あとは非常に細かいんですが、文章を8点ばかり差し上げたいと思います。

まず最初に、5ページでございますが、先ほども直されたという意味で、中ほどに「独立採算型」。くどいように私は何遍も申し上げますが、今後の議論で非常に重要なので、私もくどく申し上げているのでございますけれども、民間流の独立採算型、独立採算と、これは財務的に独立採算と考えた場合に、極端なことを言うと、公共の場合というのはこういうものはほとんどあり得ないだろうと思うんですね。何らかのコスト負担というのは別に発生していて、特にPFIにおいては優遇措置もございまして、多くの場合では、土地がただで貸されているとか、土地についてのコストを負担しない。そういうことから言いますと、PFIについて、極論すると、独立採算はほとんどあり得ないのではないかと、いうふうにも考えられる。仮にあったとしても例外であると。

そうすると、PFIとして、公共の責任としてやるかどうか。つまり、独立採算で成立するなら民間でやればいいじゃないかという議論が当然出てくるわけで、そういう線引きのためにも誤解を招かないようにということで、かぎ括弧で書かれているのは、これはこれでよろしいのだろうと思います。

それから、欄外の注のときに「公共の実質的なコスト負担がある場合があり」ということとございましてけれども、ほとんどのケースを見ますと、あるんですね。ですから、だからこそ公共が責任を持ってやっているというところもありますので、そののところをもうちょっとはっきりとやっていただく。

といいますのは、独立採算型であれ民間発意のケースでは、ほとんどVFMの計算も要らないとか、随意契約で勝手にやったらいいじゃないかみたいな議論がありますけれども、私の個人的な意見としては、そういうことはあり得ない、やってはならないと考えますので、このところはもうちょっと強く言っていただければという程度です。これについては直していただいたので結構でございます。

次に、11ページになりますが、最初のパラグラフになると思いますが、「その成果を現

場に速やかに浸透させていく必要がある」。これはこれでよろしいんですが、ここについて、浸透させていくと同時に、前に、特に仙台市さんの説明がありましたように、従来の行政手法で欠けているのではないかと。要するに、あのケースで言えば、具体的な事業の内容、PFIで言えば、要求水準書策定というようなことになるわけですが、そういうのをもうちょっと考えるべきであるということで、従来の行政手法についても改善の効果が考えられるという、そのためにもきちっとその成果を浸透させていくということもあるのだらうと思います。その意味合いでちょっと付け加えていただければなということでございます。

次に、13 ページ、14 ページで「予定価格」というのがあって書かれています。ほかでも出てくるんですが、趣旨はわかって書かれていますから、それについてのことではないんですが、わからない方が読んだ場合に、従来の会計法、あるいは地方自治法による予定価格を事前に公表しないということは、これはこれで意味がある部分があって、将来的にも残る。非常に単純なスペックが決まったものについての購入については、はっきりと予定価格ということで、そこにおける価格での競争であると、それが一般競争入札の趣旨であると、この部分は多分残るのだらうと思います。そういう意味ではっきりさせるという意味で、予定価格をすらっと使ってしまいますと、PFIにおいては若干違うところがあるんだということをわかるように、改めて先ほどの独立採算と同じようにかぎ括弧でやっていただくとか、そういう意味合いでかぎ括弧で使うんだと、別のところで説明がありますから、なぜかぎ括弧になっているかということで説明すればわかりやすいかなと。

その次は、非常に細かいものでございますが、文章上の修正のところでも8点ばかり申し上げたいと思います。

最初は8ページの、これは言葉だけのあれかもしれませんが、「地域活性化への貢献が顕著になっている」。途中で、前の私は銀行の方でしか見ていないですが、「地元品」とありまして、「雇用創出や地元品」とありますけれども、最近はやりの言い方では「地元産品」と「産」が入っているのが普通ではないかと。これは非常に細かいのでございますが、これがまず1つになります。

2つ目は、8ページでございまして、一番最後の行に、「2005年2月に発効された京都議定書」、これでもいいのかもしれませんが、「発効した」というのが普通の言い方かなと思います。

3番目には、15ページでございまして、これは先ほど別に意見を述べさせてもらいましたけれども、上のパラグラフで、「標準契約書案」という言い方が誤解を受けやすいのではないかとということなので、「標準契約書モデル」とか、そういう言い方にした方が誤解を避けやすいのではないかなと。

次に、ページは17ページとか20ページ、あるいは28ページ、32ページとずっとありますけれども、この中で「グッドプラクティス」という表現と「ベストプラクティス」と

いう表現が混在しておりますので、これはどちらかに統一された方がよろしいのかなと。

次に、20 ページでございますが、最初のパラグラフの最後のところでございますけれども、「評価指標を設定することが有用である」。ほかにも、ページは忘れましたが、「有用である」と。これは趣味の問題かもしれませんが、ものではないので、行為でございますので、「設定することが効果的である」という方がよろしいのかなと思います。

次に、22 ページの8行目、ここはどういうことかといいますと、(2)の一番最後のところでございますが、「検討の内容について『モニタリングに関するガイドライン』に位置付ける必要がある」と書かれておられますけれども、この中身は、「モニタリングに関するガイドライン」だけではないのかなというのが一つと、もう一つは、位置付ける必要がある、位置付けるというのは、検討の内容について「モニタリングに関するガイドライン」に位置付けるというのは、ガイドラインに位置付けるというふうにも、言葉だけの話ですが、国語だけの問題で言えば、ちょっとわかりにくいので、「検討の内容について『モニタリングに関するガイドライン』等において」、「位置付ける」というふうにするのか、「等において」、検討内容について言っているわけですから、「提示する」とか、そういう表現の方が間違いが少ないのかなと思います。

次に、同じく 22 ページでございますけれども、(3)の部分でございますが、最初のパラグラフの最後の方で「係争処理の考え方」云々とございますけれども、この中身を考えると、処理の考え方、これは大事でございますね。次に具体的な手順。手順というのは、現実にはイシューが起きたときにどのように進めるかということだと思いますが、その間にレベルがあるわけですね。最初に現場で当事者同士で話し合うとか、それが言ってみればこじれていって、ただ契約書の解釈でございますとか、あるいは現状の認識について齟齬があるということになりますと、話し合いで済まなければ仲裁機関に行くとか、そういうレベルに行く。さらにそれがだんだん大きくなってきて、事業の継続性に問題が出てくるようなケースだとか、そうするとDAの発動になるとか、そういうレベルがありますので、各段階ごとの具体的な手順の前に、段階的な処理の進め方であるとか、つまり、今申し上げましたような、ごくごく当事者同士の話し合いのレベルからスタートしまして、最終的に私的整理。最終的には、究極的には法的整理ということになるかもしれませんが、段階がありますので、その段階別のとらえ方をまず言って、その次にそれぞれの段階ごとに具体的な手順と、そういう進め方になると思います。そうわかりやすく書いていただければと思います。

以上で結構でございます。

山内部会長 ありがとうございます。よろしいですね、御指摘の点は。

事務局 そのとおり直します。

山内部会長 そのほかにかがでございましょうか。ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、非常に建設的な御意見をいただいて、これは 15 日の委員会の方に諮るわけですが。

F委員 24 ページの「資金調達のある方」の下から 2 番目のパラグラフでございますが、「そもそも」云々と書いてあるところでございますけれども、先ほど来、ここのところは若干御意見がございましたけれども、「引受、販売、格付け取得等を要し、手間もコストもかかり、また、参加者も増える」ということでございますが、「参加者も増える」というのは、プラスの面とマイナスの面と両方ございまして、ここでは多分、参加者が増えることにより煩雑になるという意味合いで使われているのかもしれませんが、しかしながら、ボンドとか証券化というのは、幅広く投資家を募るという意味合いがございまして、ある意味で投資のリスクの分散という、投資の対象ではなくて投資する側の分散ということもございまして、そういう意味で言いますと、プラスの面もあるわけですね。ここはどちらが大きいかということであれば、普通はプラスの意味で使われますので、コストもかかるが、他方、投資家も増えるとか、そういう意味で範囲が広がるというものをプラスで対比させた方がよろしいかなと思います。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。そういうことでよろしければ、この報告書の取りまとめに移りたいと思うんですけども、今日いろいろ御意見を伺いまして、先ほども言いましたけれども、大変建設的な御意見を伺ったと考えております。

それで、もちろん字句の修正等ございまして、それについては、事務局と相談して対応させていただくということで、ただ、基本的には、今日のこの案で皆さん御了解いただいたのではないかと私は思っております、できれば、本日提出していただきました案を基本的に本部会の検討の結果ということで取りまとめたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

山内部会長 ありがとうございます。その処理については、私と事務局の方に一任していただきまして、お願いしたいと思います。

それで、来週の 15 日木曜日の午前中に推進委員会がございまして、推進委員会に P F I の総合部会の報告ということで、私の方から報告させていただいて、そこで御審議いただくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、何か先ほどの。

事務局 先ほど A 委員の資料の 2 の方のお問合せでございますけれども、基本的な考え方としては、P F I に対して、P F I として施設整備を行うことが想定される事業で補助対象のものを母数にして、そのうち幾つそういったことが実施されているかという形で整理をしたということでございます。

それから、1 点、前回、F 委員から御指摘をいただいた点について修正をしたんですが、先ほど御説明のところでも落ちたものがございまして、ここで御紹介させていただきます。

29 ページでございますけれども、「市場の拡大に向けた検討」の一番最後の 30 ページのところございまして、民間事業者の発案について触れるべきという御指摘がありまし

たので、「さらに、」の後に「民間事業者の発案については、基本方針等にも位置づけられているところであるが」ということで明確に位置付けさせていただきました。

以上でございます。

A 専門委員 確認ですが、そうすると、従来型でやっても、例えば補助対象になっている中で、補助金をとらないやつがありますから、そこは同じだと考えていいんですね。要するに、従来型でやった場合に、100 の補助金が対象になって、全体の中の 100 があって、B T Oとして使ったからそれが 10%減りましたよという意味なんですか。それとも、単に補助対象の中の 90%が補助金を受けていますよという意味なんですか。要するに、従来型と P F I を使ったときの差額が一番問題ですね。

事務局 要は、実際に補助制度がございますね。例えば下水道処理施設であれば、下水道処理施設に対して。

A 専門委員 補助対象になっている。

事務局 もちろんそういうことです。

A 専門委員 その中でどのくらいの補助金で従来型と B T Oの場合とでギャップがあるかという話ではないんですね。イコールフットイングというのはそういうことでしょうか。従来型だと補助金が受けられて、P F I の B T O になった場合にそれが受けられないよというところを何とかイコールにしましょうという話でしょうか。

事務局 まさにそれがその数字であるわけです。補助対象事業で、当然補助要綱に、先生御案内のとおり、P F I も対象にするという文言を入れているかどうかですね。基本的にそれが入っているものの比率ということですから、そういった意味では、先生御趣旨のイコールフットイングが実現されているものという御理解でよろしいかと思えます。

A 専門委員 10%はイコールフットイングになっていない。

事務局 この段階であればですね。

A 専門委員 わかりました。

山内部会長 ありがとうございました。

それでは、今日の御議論、皆さん活発にいただいてありがとうございました。これにて第 22 回総合部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- 以上 -